

むつ市福祉バス使用要綱運用指針

平成22年1月25日制定

平成28年3月15日改正

(趣旨)

第1条 この運用指針は、むつ市福祉バス使用要綱（平成3年むつ市告示第3号。以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、むつ市福祉バスの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(福祉団体等)

第2条 要綱第2条に規定する福祉団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) むつ市内の老人クラブ
- (2) むつ市社会福祉協議会
- (3) むつ市内の身体障害者福祉協会
- (4) むつ市内の遺族会
- (5) むつ市内の手をつなぐ親の会
- (6) むつろうあ協会
- (7) むつ市ボランティア連絡協議会
- (8) 青森県長寿社会振興センター「あすなろの会」
- (9) むつ市内の民生委員児童委員協議会
- (10) むつ下北地区保護司会
- (11) むつ市母子寡婦福祉会
- (12) むつ市内の更生保護女性会
- (13) 日本赤十字社むつ市地区
- (14) むつ市防犯指導隊
- (15) むつ市防犯協会
- (16) むつ地区安全・安心まちづくり推進協議会
- (17) むつ地区暴力追放推進協議会
- (18) むつ市内の青少年健全育成協議会
- (19) むつ市少年指導員協議会
- (20) その他のむつ市内の社会福祉関係機関

附 則

この運用指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月 日）

この運用指針は、平成28年4月1日から施行する。